

主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

平成 28 年 7 月 22 日
野々市市総務部財政課

1 主任（監理）技術者について

（1）主任（監理）技術者の配置について

建設業の許可を受けている者は、請け負った建設工事を施工する場合、主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。（建設業法第 26 条）

（2）主任（監理）技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な建設工事（請負代金額 3,500 万円以上、建築一式工事においては 7,000 万円以上）に配置する主任（監理）技術者は、特別な場合を除き原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。（建設業法第 26 条第 3 項、建設業法施行令第 27 条第 1 項）

（3）主任技術者の専任性の緩和について

国土交通省からの通知（「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」平成 26 年 2 月 3 日付国土建第 272 号）に基づき、野々市市が発注する建設工事における主任技術者の専任性の緩和に関する取扱いを次のとおり定めました。

専任性の緩和要件

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。ただし、一の主任技術者が管理することができる工事は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件とします。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事
（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者が施工する場合等を含む。）

かつ

工事現場の相互の間隔が
10 km 程度の近接した場所
にある場合

ただし、次の工事は兼務を認めません

- ・新工法を採用した工事
- ・施工条件が厳しい工事
- ・第三者に対する影響が大きい工事
- ・トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- ・監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
（下請金額の合計が 4,000 万円（建築一式は 6,000 万円）以上）等
- ・低入札となった工事

(4) 主任技術者の兼務に関する手続きについて

ア 主任技術者の兼務に関する条件の明示について

主任技術者の兼務については、入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知書に明示します。入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知書に「兼務が認められる場合」の記載がある場合は、他の工事現場との兼務の承認を申請することができます。

イ 主任技術者の兼務承認申請について

現在、施工中の工事に専任で配置している主任技術者を他の工事の主任技術者として配置しようとする場合、「主任技術者の兼務承認申請」（様式第1号）により、その承認を受ける必要があります。入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知書に記載のある日時までに申請してください。

2 現場代理人の常駐義務の緩和について

(1) 現場代理人の配置について

野々市市発注工事においては、野々市市建設工事標準請負契約約款第10条第1項により、現場代理人の工事現場にける常駐配置を義務づけています。

(2) 現場代理人の常駐義務の緩和について

国土交通省からの通知（「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」平成26年2月3日付国土建第272号）に基づき、野々市市が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いを次のとおり定めました。

常駐義務の緩和要件

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。ただし、低入札となった工事は認めません。

契約額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満の工事であること

かつ

工事現場の把握を常にできる状況であり、速やかに工事現場に戻ることができること

かつ

発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること

(3) 現場代理人の兼務について

(2)により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

ア 兼務する工事の契約額

- ・請負代金額が3,500万円（建築一式工事については7,000万円）以上の他の工事現場の主

任（監理）技術者でないこと

- ・現場代理人の兼務する工事の請負代金額の合計が、概ね 7,000 万円未満であること
- ・低入札となった工事ではないこと

イ 兼務する工事の距離

- ・兼務する工事の現場が野々市市内であること

ウ、兼務する工事の件数

- ・概ね 2、3 件程度

（４）現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事に配置している現場代理人を他の工事に配置しようとする場合は、「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届」と共に現場代理人の兼務確認申請書（様式第 2 号）を提出してください。

3 主任技術者と現場代理人を兼務した場合について

（１）同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者を相互にこれを兼務することができます。（野々市市建設工事標準請負契約約款第 10 条第 5 項）

（２）主任技術者の兼務が承認された場合について

同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している技術者について、他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当面の間、当該現場代理人についても上記 2（3）にかかわらず、当該承認の範囲で兼務することができます。

お問い合わせ

野々市市総務部財政課契約入札係

電話：076-227-6032

FAX：076-227-6258

アドレス：zaisei@city.nonoichi.lg.jp